

令和5年度（2023年度）第1回宝塚市人権審議会 会議録

- 1 開催日時 令和5年（2023年）4月25日（火） 18時から20時まで
- 2 開催場所 第二庁舎 会議室A・B
- 3 出席者 委 員 21名中 17名出席
事務局 25名出席
- 4 協議事項
 - (1) 「第3次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針（改訂案）」に対するパブリック・コメントへの対応について
 - (2) 第3次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針行動計画について
 - (3) その他
- 5 内 容

事務局

(開会)

(審議開始)

(傍聴希望者1名)

会長

それでは、議事に入ります。

はじめに、「第3次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針（改定案）」に対するパブリック・コメントへの対応について、事務局から説明をお願いします。

事務局

(説明)

会長

事務局からの説明に関して、まず、ご質問があればお願いします。

委員

パブリック・コメントの意見として4件しか出てこないというのは、まずいのではないですか。人権に関わる問題ですのでもう少し皆さんからコメントを頂き易くする形にするということが前提にすることが一点。

特定部分に関する部分の7番ですね。学術関係の方もおられるので調べましたが、新聞にも大々的にも載っていましたが、「強制連行」あるいは「連行」というような文言は教科書からもう、教科書点検から書きゃいかんということになってる訳ですね。宝塚市の教育委員会は何を考えているんやという風に思われるかと思うんですけど、ここについての見解をちょっとお聞きしたいと思います。

会長

それについてご意見のある方はいらっしゃいますか。

事務局

パブリック・コメントなんですが、配布先としては、まず市内に3つある人権文化センターと市内に7か所ありますサービスセンター、サービスステーションで、市役所の方でもお配りしています。ホームページにも掲載させていただきまして、提出方法も電話以外に、持参、ファクシミリ、メール、郵送で受け付けさせていただいています。後、前回3次を策定した時のご意見の件数なんですけれども、こちらが4名の方から頂戴しまして、意見数としましたら、38件頂戴しました。

会長

はい、分かりました。通常通りやっておられるということですか。

- 委員 通常通りやって、4人しか回答が無いということは方法がまずいと思います。100人も200人も参加出来るような方法を考えるんだと思います。費用も相当かかっているはずですよ。前回と同じやからいいというようなそういう感覚でやって欲しくない。
- 会長 はい、ご意見としてお聞きします。工夫したやり方をもっとやっていけないのではないですか。結果的に少ないと。もっとそれぞれが工夫をしていくと多くのものが集まる。皆さんはそう思われていると思いますが、それに関係して何かありますか。よろしいですか。はい、今後また考えていきましょう。
- 事務局 2つ目の委員からの質問があった7番の件、教育委員会から何かお答えがありますか。
- 事務局 前回文言が入った経緯になるんですけども、5年前に策定した時にですね、当時外国人市民の方、また、来られていた委員の方から記載を提案され、委員全員で載せるようにということになりました。
- 委員 市民が一人言えばすぐ変わるんですか、もう一つ言うと、この運動はもうみんな消えていってますけれども、今でも宝塚市に残ってるのは問題である、ということは思います。それと強制連行に関して言えば、「歌劇の街のもう一つの歴史」という本を読まれたでしょうか。強制連行された人なんて一人もいません。全部年表も誰一人強制連行なんてされていません。された人は、いませんでした。この文言は絶対排除してください。
- 会長 ご意見です。それに関連して意見はありますか。
- 委員 「強制連行」があったかどうか、それこそこの審議会のメンバーで、それは無かったとかあったとか、今、委員は無かったと断言されてますけれども、私自身は、私の学習した中ではね、昨年にも同一人物から「強制連行」という文言は捨てなさいという意見があったのは事実です。その時にあったかどうか確認しなかった。一つはメンバーとしての責任を感じますけれど、そこで今日このメンバーの中で、言われたから削除しましょうというのは、ちょっと。同じ過ちというか、やっぱりもう少しきちっと調べる、それこそ行政が調べる、それを調べていただくからの答えでない、私は駄目だと思います。それと、先程と関連し

ますけれども、教科書の選定には、いろいろな政治的な問題も関わってきますので、教科書に採択されたからといって、それが全て正しいのではなく、教科書にこれを記載したいと言ってもある出版社では、もう出来なくなりました。そこには政治的な動きがあります。現在使われている教科書が全て正しいという考えはそれは同意しかねます。

委員

国が選定して全ての国民に対して学習素材にする訳ですから、一方に傾いているとか話にならないということは文科省が出来た台本を決めてやっている訳です。政治的に教科書がコロコロ変わるというのは無いと思っています。ここの部分については十分検討をお願いしたいと思います。

特にウリコチャン宝塚については、第3版ですか、全然改訂が行われていなかったというのが残念です。こんなバラバラではなく、きちっとした冊子を作って子ども達に提供しないといけないと考えます。

会長

はい、この方針は、私たちが作ったもの、私たちの合意により作ったものでそれに対してパブリック・コメントを付けた、パブリック・コメントが出てきた項目、この項目について事務局はお答えをされた訳です。それについてどうかの論議を今しているのですが、またこの施策、方針の中身を論議すると元に戻ってしまうので、これはご理解願いたいと思います。そしてですね9月13日に第2回の小委員会が開かれた時に今の意見は出ました。色々な意見交換がなされて、結果的にはですね、余儀なくされたとかそういう課題については今後も論議しましょうと、結論が出た訳なんです。議事録にも残しますということで残されている。それで進んでますので、今またこれに戻ることは現在は望ましくないとしますので、会を進めていきたいと思っています。よろしいですか。

全委員

承認。

会長

このことはまた論議していきますということで約束していますので、やっていきたいと思っています。

委員

検討していくということですね。

委員

ウリコチャンについては検討していくということを会長はおっしゃいました。議事録にそれを再度、今回の議事録に載せて、こちらが言わ

れているような、今後検討するということを理解していいのですか。

委員 事務局にお尋ねします。10のところでパブリック・コメントへの回答変更については考えていないので、今後も啓発冊子として活用していきますというのが事務局の回答でよろしいですか。

事務局 事務局（案）としては、これで回答させていただきたいと考えています。

委員 事務局の回答はずれていると思います。これを子どもの教材に使うという話と、啓発素材として使うかどうかという問題。

委員 事務局からの回答のところで、「経年劣化するものではない」と書いてあるが、歴史的なところはそうだと思うんですが、今、ざっと見せていただいたら、古い部分が「在留カード」じゃなしに、単純な事実としてところどころアップデート出来ていない部分があるなど単純に思います。

会長 何でもそうですけれども、研究などから変化があることが多い。特に学校教育なんかで変わっていく。そういうことから考えても、これをこのままずっと大事にしていきましょうということではないかなと思っています。

委員 問題点の一つ取り上げるとしたら、この一番まとまっているこの初版ですね。これはなかなかよくまとまっていると思う。【ウリコチャン1の】P. 9の一番左のところに「昭和二三年～「阪神教育闘争」の時にも」とこう書いてありますが、これも歴史的には「阪神教育事件」と皆に認識されている問題ですけども、一方的にこういった形で書かれると、歴史認識がぶつかり合ってしまうということになるんです。これはもう判決も出て事件として処理されている訳です。その時はまだ日本は占領下です。その時の話を「阪神教育闘争」という風にされると、果たしてそうかと。これはもう「阪神教育事件」として処理されている訳です。

会長 はい、時間の問題がありますので。これがウリコチャンです。元々はカラーで、中身もカラーが多く写真が入っています。皆さんがお持ちの

ものは白黒になっているんですが。第2番目に出されたもの。第3番目に出されたもの。そういうものになっています。それで今後もこれは大人と市民向けの教育委員会も協力してくれていると思うんですが作り直しが必要かなと思います。小委員会の方で論議をされた時に議事録に残すということ、論議したこと、そして余儀なくされたということについては、議事録に基づくけれども今後も検討していきましょと。よろしいですか。他の件で皆さんからご意見を。

委員 パブリック・コメントを出す前の段階がね、この委員会としての最終意見だとは思ってなくて、パブリック・コメントが出た後でまた討論をして変わっていくのかなと思っていたのですが、そうではなかったのですか。パブリック・コメントとは一つの形式ですか。それをしないといけないというだけの話ですか。

会長 今回でもこれを基にして訂正をすることもあります。

委員 訂正は出来るのですか。

会長 出来ます。例えば何番ですか。

委員 私、女性差別撤廃条約選択議定書を国が推進するように市議会として要請して欲しいというのが私の気持ちです。これをしなかったらジェンダー指数が121位という絶対に変わらないと思います。今、女性差別撤廃委員会から4年ごとに日本が出しているカウンターリポートに対する勧告がいっぱい来ているけれども、全然拘束力が無いからいつも女性の地位は上がらない。それをもって選択議定書を絶対に日本は批准して欲しいと思ってますけど、どうやったらそれが出来るのかなと思っています。だから市議会としてそういうことを国に要請することが出来るから是非やって欲しいと思っています。

事務局 大阪市であったり他市においても議員が行う請願という形で国に対しての請願をしているということがあります。

委員 議員に対して請願をする訳ですね。

| | |
|-----|--|
| 事務局 | 議員が同じお考えであれば、請願という形もあるかと思えます。 |
| 委員 | 過半数が女性議員になったということは希望があります。 |
| 委員 | <p>議論を聞いてまして、私、審議会って何だと気がすごくします。審議会の中でパブリック・コメントは委員だけで決めてるんじゃないよ、行政だけで決めてるんじゃないよ、って会として市民にパブリック・コメントっていう形で出来たら多いに越したことはないです。現実として4名。意見が4名だったということを重きに受け止めて、その意見をただそうだねって思ったことは変えるということです。僕はこう思う。私はこう思う。で決めていける場ではない。それは確認しておかないと私たちは色んな組織の中で戦っている訳です。だから生の差別の現実が分かる者として、ここに上がってきて、部落差別をぞんざいに扱っていないか、そういう時が意見として言える。それを審議していくこの場で出してゆく。先程の強制連行の話もその時には熱心に在日韓国、朝鮮人の問題も日々の活動の中で、教育現場の中でされている先生もいらして、現実のちょっと話、幾ばくかで審議会の委員達がそうだねって思って、結論出して来た経過があります。やっぱりこの審議会という組織が、すごくここに座っていてしんどいです。自分の意見を言っているのか、どうなのかみたいな。それはおかしいんじゃないかとかは言ってもいいんです。でもそれによって多数決をするような場ではないと思います。そこは委員の皆さんにも、再度自分はどのような立場でこの委員会に参加しているのかという自覚は持ってほしい。差別の問題の学習している、そのための委員の一人だと思っています。</p> |
| 会長 | <p>大事なことだと思います。もっといいものが更に出てきたかも分からない。それはパブリック・コメントのやり方の問題。私たちが責任を持って意見を出していけばいいのかなと思います。他に何かご意見ありませんか。</p> |
| 委員 | <p>4番の色覚異常の意見について、ここに書かれていることで、「ああ、なるほどな。」という思いをした。いわゆるカラーユニバーサル。病院などで色分けして床にラインを引いている。内科は青など。これが赤であったり、青であったりする。私自身の過去の経験から、やたら色盲と言われる。色盲検査、色々な点々で何か見えますかと。色が分かりにくい部分があれば、そういう異常があれば、何か見えてくるんでしょうね、</p> |

形が。何も無ければ色盲じゃない。色盲という言葉自体も差別用語になるんですけども、「昼の盲（めくら）」かな。当時の言い方としては、それが普通だったんでしょけども。だからここに書かれているストレス。そういう人にとっては、すごくストレスだということが、パブリック・コメントによって私ら委員は気づかされたと思っています。見直し結果のところ、「利用者の支点に立ってデザインをすること」という定義することになるんですけど、定義の中身については、このパブリック・コメントに出されている意見、この意見の真意みたいなところを、行政側はきっちり掴んで欲しい。そういうことの追記です。後、部落問題にしても、「部落問題をはじめとする～」というところは、やっぱり人権のこの課題は、同じ日本人であって就職差別であったり、何か形にあるもので差別するものと、部落差別は全然違う。という部分のところがあるので「部落差別をはじめとする～」という部分のところは意見として書かれているところは、それが何か特別な意図を持ってという風な言い方をされるとやっぱり違う。これは色々皆がそれぞれ考えないといけない部分なんですけれども、今、予めこっちが設定された部分の意図ね。この意図も考えるならば、部落差別は悪いですということにも目が行くんじゃないか。それが「部落差別をはじめとする～」が宝塚ほど頻繁に他市が使われていないという見方もあるんでしょけども、やっぱりそれは考え方がちょっと違うかなとの思いです。

会長

12番の、あの選択議定書のことについては、文言はこれには変えませんが、あるいは入れたりはしませんけれども、行動計画でまた出てくる。それはまあ事務局も分かってはると思いますので今後も指摘して参りますことをご理解ください。今出ました、あの、色覚の件ですね。これについては教育委員会でもかなり色々と検査が無くなったけれども、こうだということで、具体的な行動のところにこれが出てくるだろうということ。なお、勝手ながら先生と市民のためのパンフレットにも作ってる一人として、これには加えていきたいなと思って、お答えをしていきたい。それで中身をお答えしていきたいなと思っています。部落差別についても今、おっしゃったとおりで、部落差別のことが一番に書くか、どこに書くかは問題ではないのではないかと思います。それではここでパブリック・コメントのことについての、これでいくということを確認したいと思います。若干思うところがありますので、ちょっとだけお話をさせていただいて、進めたいと思います。

人権というのはすべての人にあるんです。すべての人にあるこの人権

を尊重するのは私たちです。しかし、人間社会の歴史を振り返ってみた時にすべてが平等に与えられたものではない。だからこそ差別が出てくるんだらうなと思います。それぞれの時代において最底辺に置かれた人たちにこそ私たちは目を向けていかなければいけないんじゃないかなと思います。その「最底辺」というのは、言葉が悪いとか、一番苦しみを背負い、思いをいっぱい持って、差別を受けている人たちのことですが、たとえそれが一人であっても、これを守っていくのが人権かなと思います。歴史事実はですね、研究によって変わってくるんです。例えば教科書も何年か毎に替わってきてしまうんです。そして、文科省にも検定というものがあって、それに合うように書かないと通らない。それが歴史なんです。政治的に認識を変えてしまっている部分もある。だから、教科書を教えるのではなく、教科書で教える。この教材も、例えばウリコちゃんもそうだと。これもどこを扱うかは教職員、先生方の意思がある。で、5年前にこれを、一人の人がじゃなしに、私たちのメンバーの方が提案をされ、皆でそうだなっていうことで、これを載せてきた経緯がある訳です。一人の意見じゃない。それを大事にして、これを提案がそれに載せられてきて今5年後を迎えている。ただその5年を迎えた今、中身において変化があるなら変えていかないといけない。そういう提案もある訳です。それを大事にしていく、だからこそこの人権審では、それをまた検討しましょうとなっているんだと思います。人権の視点で見てください。そして、そこで今、辛い思いをして差別されてきている側、例えそれが一人であっても、そこに目を向けていくという視点で文章は作っていかれてるんでないかなと思いますので、よろしくお願いをします。それでは2番目の議題に移りたいと思います。

事務局

(議題2について説明)

会長

行動計画についてはですね、知識経験者の方々及び皆さんのご意見でずっと前から指標をちゃんと出しなさいと、目標値を書いていきましょう。分かりやすい数値的なもので出していきたいと思います。を受けて、事務局の方でこういった形で作られてきた訳です。それを基にして今、論議をしたいと思います。

委員

基本方針の方の P.65 の5番として拉致被害者の人権問題があるんです。大阪においては市長がこれはトップ扱いにしてやっていきます。人権週間の後、その後が拉致被害者の人権の問題の週間なんです。見てみ

ると市の掲示板にも何にも載ってない。私わざわざ警察まで行ってポスターを頂いて張らせていただきましたけども、この取り組みが宝塚市は全く行われていない。わざわざ私、警察まで行ってポスターを頂いて張らせていただいた。この辺はどうでしょうか。

事務局

ご意見ありがとうございます。昨年度は、ひらい人権文化センターにおきまして、今おしゃっていただいた(5)番の北朝鮮によって拉致された被害者等の人権につきましてパネル展示を行って、後、人権文化センターでは機関誌を発行していますが、そちらにも本文を載せまして、市民の皆様にも周知をさせていただいております。

委員

このね、大きく取り上げていかないと駄目だと思うんですね。日本人の人権が侵害されるという点。ところがですね、宝塚市に300ほどある市の掲示板に、どこ見ても張っていない、ポスターが。これはね改善して欲しいと思います。12月になって、人権週間のポスターがあって、その後直ちにこのポスターを張っていただくという、まああの広報の宝塚市のあれが4日まで、それから15日までということで切り替わりの時期が難しいと思うんですけどね。まあこの問題についてはね、早々に張ってあげればいいんです。ひと月前ぐらいからでも。それがされてないというのが残念です。

事務局

はい、ポスターにつきましては、公民館などに掲示をさせていただいてますが、今後も啓発に努めます。

委員

お願いいたします。

委員

さっきからパブリック・コメントのところで色覚のことで出てましたよね。こうやってお書きになってきたことは、それなりのご苦労と気持ちがあって書いてこられたきた訳ですし、示されてますように男性5%というのは20人に1人なんです。先天異常で先天的な話で20人増えたので後天的なものを入れるともっと増えるんですね。発言しようかなって迷っていたのは、視覚障害200人の方の調査っていうのを以前やって、今そのデータを改めて見直しをしてるんですけども、その調査は、全く見えない方が対象ではなくて、少なからず見えるけれども、相当見えづらくて困ってるって、白杖も中には持っている方もおられる訳なんです。そういった方っていうのは、全く見えないのと、少しは見

えるけれども、抱えてらっしゃる問題が違います。例えば白杖を持っていれば、視覚障害者の40%ぐらいは動きがゆっくりなので、色々確かめながら行動されます。急いでる人にしてみれば、邪魔だっていう訳です。そういう風なことを、この色覚の方に類推して考えてみると、やはり同じように、色の見分けがつかなければ、ご苦労もされておられるし、同時に嫌な思いもしてるかもしれない。ご意見では、学校教育のこととかも求めておられるし、事務局もこれ回答されてますけれども、じゃあ国立大学の教員養成機関で、カラーユニバーサルデザインということについて、カリキュラムの中で明示している大学というのは1校しかない。で、色覚について言及しているのは3割しかないという統計結果があります。という中で宝塚の教育では、大丈夫そんな雰囲気の話でごまかしてましたけども、改めてここに織り込むのは難しかったとしても、いくつかある研修の中で必ずこれは入れるという風にして頂いた方が、なんでこれをあえて言うかと言うと、市役所職員の新任研修でも人権関係のことやってますよね。必ずしもみんながそれを知ってる訳でもないです。教員においても情報が古くなってるとかもしれないし、そもそも教員養成課程において、これだけ学びが無いという調査結果もある中でだけでもやっぱりそこは、もしやっていたらいいしちょっと心配だなんて思えば、このことだけを研修出来なかったとしても、いくつかある研修の中に必ず入れる。行動計画に反映出来れば、それをパブリック・コメントの返事にも書ければ、もうちょっと連動して、折角ご意見くださった大事な気持ちに答えることになると思うんですが、いかがですか。

会長

はい、どうぞ。

事務局

学校現場の方では支援を必要とする子ども達が増えてきてますので、そういった意味でどこの学校もユニバーサルデザインのことで研修はしています。その中にですね、色覚に関する研修は必ずしも入ってるかということについては把握しておりません。ただ、報告によりますと、例えば、そういった研修を入れた学校もありまして、例えば黒板に使うチョークの色を工夫してみたりと、いうこともしてるということも聞いております。全校がしているということはまだ把握は出来ていないんですけど、今後、ユニバーサルデザインの研修をするときには色覚のことも踏まえた、そういった研修になるようにまたこちらの方も周知していきたいと思えます。

委員

把握が出来ていないということは多分やっていないんです、全校で。だとすれば、やっぱり一度に入れていただく。どこか入れて頂いた方が、立ち消えになる、色々なことが。で、ここは事務局にご検討いただいて、入るだけで経費がかかりますので、お伝え出来れば、パブリック・コメントを出していただいた方にも役立つと思いますのでご検討をお願いします。

会長

よろしくをお願いします。はい、他にご意見ございますか。

委員

先程からご意見が出ておりました、啓発の仕方と語彙（ごい）と言ったら言葉悪いですが、記録。限られた時間であっても広報する努力をして欲しいという意見もあったと思います。この文とは直接関係無いんですけども、最近3月末ぐらいまでやってた、朝のドラマでね、ギフトッドの子どもが扱われたんです。短い期間だったんですけども、ギフトッドって何。アインシュタインのように、何かのことについてものすごく知識がある。小学生一年生ぐらいなのに英語も数学も全部出来ちゃう、見たらすぐに覚えちゃう。そういう子が、ドラマの中に出てくるんです。普通そういうのを見たら、あの子いじめられたり、しゃあないやんなあ。ってネットにブワーっと上がりそうですけど、NHKはそのドラマの間髪を入れず、ギフトッドについての情報っていうのを、実際子どもを出して、この子はこういうことが出来ます。こういう困り感を持っていますよっていうのが出てくるんです。メディアの力はすごく大きいなと思いました。やっぱり、色々な困り感って人それぞれ、10人いたら10人の困り感があると思うので、そのことに敏感になっていって、そしてこういうところに席に座らせていただけなのであれば、私は何かしらに役に立つと思いますので、ここに来させていただいている意味があると思っていますので、部分的なことだけがずっと掘り下げれていくのではなくて、10人いたら10人の困り感があって、また人権の問題があるという意識でこういうものを見させていただきたいなと思っていました。

会長

はい、ありがとうございました。

委員

性の多様性についてお尋ねしたいんですけども、アンケート。の中に、冒頭、「あなたの性はなんですか。男、女、自認するものを選びなさい。」で、困ってしまった訳です。「お父ちゃん、私、女やろか、男やろか。」

と言うて質問されたんですけど。自認する性っていうのは、要するにあのう、なんて言うのかね。トランスジェンダリズム的な要素が。その性別を問うってことは、正直そういうものをカミングアウトすることになる訳です。そのアンケートは。その辺のところを走りすぎではいけないし、考えていかななくてはいけない。とは思んですけど、この中央図書館のアンケートを見たら性別のアンケートなんて無いんです。当然ですよ。例えば入国カードを作るときを見ても性別なんて問いません。性別の記入欄なんかありません。それがですねえ、自治会長とか町会長の所に来るアンケートに「男ですか、女ですか、自認する性は何ですか。」市民は混乱すると思います、これは。ちょっと走りすぎではないのかなというのが、思ったことです。

会長

はい、ありがとうございます。

委員

色々な事実があると思いますけども、混乱があるようであれば十分な情報提供や丁寧な説明を繰り返し市役所がやっていく。

性自認という言葉は元々ジェンダーアイデンティティという英語の訳として、「性自認」という言葉に、色々なものが付いてきてしまって、話題になっていますけれども、そもそもはジェンダーアイデンティティで、「性自認」という用語自体は法務省もずっと使っていますし、関係省庁も使っているところで私自身はそんなに問題は無いと思います。ただここに十分な情報が無いってことが、ご指摘があるのであれば、市役所のご判断ですけども、今後、啓発をやっていくということが1点と、そもそもなんで自認する性を尋ねたかということ、例えば、生まれた時の身体の性と、実際に自分が認識している性別が違うとそういった方々は、どっちの性別を答えたらいいんだろうか。ということの思いがあったから、生まれた時の身体の性ではなくて、今ご自身の思っている性のことを書いてくださったらいいいですよ。という意味合いで、「自認する性」と入れたんだと思うんです。例えば簡単なアンケートを取るときに性別ごとで分析をしたいとか、特にマーケティングなんかはそうですね。男と女でどっちも答えたくないって方もおられます。昔は男と女しか無かった訳ですよ回答欄が。現在は「答えたくない。」、或いは「答えません。」、「答えません。」ぐらいが一番ニュートラルかもしれません。世の中には様々なお考えがありますので、それも踏まえて今後は啓発ってことを、どういった形でやっていくかってこともご検討いただいたらいいいではないか。今すぐどうこうって話では無いと思います。

会長 はい、ありがとうございます。他の件でなにか皆さんありますか。よろしいですか。

委員 P.26 のところ 122、123 のところ関わってくるんですが、子どもから高齢者の方まで広がっていったところをやっているところがあるんですが、122 のところで言うと、事業内容を書いているところがあるんですが、やっぱりその間、切断した方がいいなと感じるところがありまして、ちょうどその赤ちゃん訪問の3か月まで、その後で、各教育委員会に行くまでの間、未就園、就学前のところ、かつ、幼稚園、保育所に入っておられない家庭で言うと、支援が届いていないと、言われているところ。そこでエアポケットになっていて、全く支援が届いていないということで。まさにこのコロナの中で孤立の中で育てているという親御さんが結構多いんです。身近に協力者の方がおられるということで、親類の方も含めて、であればまだいいんですが、引っ越しをされてきて全く孤立の中で育児をされてる。産まれて2歳児、3歳児さんの方なんかで言うと、子育てを孤立の中でされている訳なんです。そのことがおそらく123番の虐待の件数とか、おそらく関連してくるのではないかなと思うんです。コロナ渦の状況の支援の特性として、この2番の、122番の赤ちゃん訪問事業っていうのをその部分について着眼してご支援いただければいいのかなと思います。

会長 はい、ありがとうございます。では事務局ありますか。よろしいですか、では他。

委員 高齢者のところなんですけれども、宝塚市としての横出しサービスになっているのは、どこにあるのか。そもそも横出しサービスとして高齢者へのサービスは実施しているのか。

委員 事業ナンバーではなく高齢者の95番以降ずっとあるんですけれども、どれが高齢者の横出しサービスになっているのか。

事務局 横出しというのは市の予算で実施しているものということですか。

委員 そうですね。特別的なものです。

事務局 特別会計介護保険事業において、特別なものや横出しサービスはありません。

委員 高齢者に対して市として考えていただきたいなと思っている。高齢者住まい法における宝塚市としての施設、が今どれだけあるのか、私も調べていないので分かりませんが、高齢者に対しての住まい法に関しての中身で、建設予定のものがあるとか、ありますでしょうか。

事務局 経済的にお困りで、例えば、ご自宅で生活が難しい時に、養護老人ホームというものがあります。

委員 例えばデイとか、特別養護老人ホームの建設予定はありますか。高齢者の方は宝塚市の1%は何らかの形で大変な人がいる。何らかの形でしてほしいなあと思う。ここに書いてあるのはソフト面での話ばかりで今の現状では遅れているのではないかと思います。

会長 はい、時間の都合で5分までに出させていただきます。まとめますと、色覚の話もそうですし、子どもの話、高齢者の話、もそうなんですけども、いわゆる苦しいのに、あるいは語りにくいその人たちの側に立って施策も考えていっていただければと思いますので今後ともよろしく願いいたします。それでは、この項目についてはこれで終わりいたします。後、事務局の方から今後のスケジュールのことでお話をしてください。

事務局 それでは、皆様にお配りしている資料5をご覧ください。
(以下説明)

会長 はい、ありがとうございます。事務局の方から連絡事項ありますか。

事務局 本日はありがとうございます。今、配らせていただいているのが(案)にはなりますけれども、諮問を昨年7月に出た、人権教育及び人権啓発基本方針の改定についての(案)とさせていただきます。あくまで(案)ですので最終、会長と調整して文章を市長に上げたいと思っています。今後の審議会のスケジュールとなりますが、今年度につきましては、今回を入れまして3回を予定しております。次回は夏と秋の間に来たらと思っています。またご連絡をさせていただきたいと思っています。

会長 (案) となっているので、確認をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。はい、では(案)を消してください。

会長 他質問等ございませんか。
特に、ご意見等がないようですので、以上で終了したいと思います。事務局の方からその他事務連絡等がありましたらお願いします。

事務局 (次回の審議会の日程についての説明)

会長 それでは、これを持ちまして本日の会議を終わります。長時間どうもありがとうございました。